

## “著作権と商標権とについて着目しよう”

1) 産業財産権としては特許、実用新案、意匠、商標、著作権等があるが、特許、実用新案、意匠についての必要性と問題点については多くの語るべきものがあるが、最近では著作権や商標権に関する認識や着目不足による問題点が多く発生しているようです。

そのため中小企業としてもこの内容について着目及び勉強し企業防衛をすることが必要と思い、不十分のものと思いますが私見をまとめてみました。一応御確認下されば幸甚です。

なお、更に詳細について必要の場合は私に連絡して見て下さい。

### 2) 私見の概要

a) 著作権は著作物に関する権利であり、技術系よりも文化系において多く使用されているようです。著作権は思想又は感情を創作物に表現したものや文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものとされておりその内容は極めて多岐にわたり色々の書物が発行されております。

詳しい内容は興味のある方々が夫々勉強されればよいと思います。私としては非常に狭い範囲と思いますが中小企業の経営者として知っておいた方がよいと思う事のみについて以下に書いて見たいと思います。

1) まず、著作権はその人が著作した瞬間に発生しその権利の存続期間は一般には著作者の死後50年までであり、ものによっては公表後50年であり、公表されない場合創作時から50年と言う場合もありますが、簡単に創作の時から50年と認識しておいてよいと思います。

2) しかし著作物を創作したとしてのその創作年月日を明確にしないと他人に信用されない場合もあり、公的に明確にする必要があります。創作日を明確にするため文化庁への登録がありますが中小企業や個人の場合この登録が面倒であり、実際に登録している場合は少ないようです。

3) そのため他人に信用してもらえらる手段として公的な書物にその年月日を記載する手段がありますが多くの人にその内容が知られてしまいます。そのため、私としてはタイムマーク的のものを考え、国際時間の表示やタイムジャッジと言って司法的にその時間を認めてもらうことの出来る手段等を考えております。

4) 著作権の有無を争う必要がない場合は特にその年月日を明確にする必要はないと思いますが、何等かの争いが発生する恐れがある場合は私的でなく公的に年月日を証明出来るようにしておく事が必要です。

5) 著作物として多くのものがありますが企業や個人の場合は特別のマークや図柄を考えてこれを自社のカタログや商品に乗せてPRの材料として使用する場合は割に多いと思います。

従って、創作したマークや図柄を他人が勝手に使用した場合は著作権の侵害となります。ケースによっては莫大な費用を支払なくてはならない場合もあります。この場合にはマークや図形の同一性や類似性と年月日が当然問題となります。

6) しかしながら著作権の侵害においては一般には中々解決出来ない問題点もあり、裁判ともなれば多額の費用と時間がかかります。

7) そのため私としては商標権の確保が必要になると思います。

商標権は自分の創作したマークや図柄を特許庁に申請し許可をもらう事により発生し、10年間絶対的独占権(但し、国別となります)を有し、更新する事により永久権になります。その手続は比較的簡単で費用も少なく個人で行う事も出来ます。但し、世の中には同一類似のものが存在する恐れがありますし、商標として成立出来ないものもありますので事前に調べる事が必要です。この調査はパソコンや特許庁の相談室にて無料で相談することも出来ます。

8) 商標権の強さ

特許権や実用新案権や意匠権も夫々絶対的権利ですが少しアレンジされたものが発生し易く争いが多発しております。特に、中国等の場合、折角これ等の権利を取得していても争いが生ずる場合が多いようです。

9) 勿論商標権も争いが発生しますが、マークや図柄の同一性については特許権等に較べて明確であり、同一や類似のものは侵害と判定される場合が多いと思います。

10) しかしながら私は商標権については次のような考え方を持っています。

仮りにある商品について商標権を有するマークや図柄を用いて販売を行った場合、同じ商品に同じマークや図柄を付けて販売する人はそう多くはいないと思います。しかし、現実にはその発生も考えられますが私は以下のように考えております。

商標権を有する人はそのホームページやPR資料に商標権を有するマークや図柄を用いているものは自分のものであると当然主張されると思います。一方、その商品を購入するユーザとしては仮りに同一商品に同一のマークや図柄があった場合、誰がパイオニアであるかを考える人も多く存在すると思います。中には何でもよく安価のものを購入する方も存在すると思いますが、やはり購入者側も始めにそのものを開発した企業やその人のものを選択する機会が多いのではないのでしょうか?

勿論、企業も人も自分がパイオニアである事をPRする努力は必要と思います。また、商標権にはRマークを付ける事で出来、ユーザはRマークの有するものを選択する事も多いと思います。

11) 更に商標権は前記のように永久権でもあり一度確保することによりそのマークや図柄が永久に人の目に触れることになり知名度は上がります。

12) 一方、他人が同一マークや図柄を付けた商品を販売するのはその商品が有用のものである証拠であり、真似される事はその商品が市場性の高いと言う証明にもなります。よって、真似されても商品は売れます。

13) 以上により、私は創作したマークや図柄については商標権を確保し、それを用いて商品を販売することが販売戦略で有用のものと思っています。

平成27年2月27日

ピー・エム・シー  
(有)PMCサービス

〒330-0045 埼玉県さいたま市浦和区皇山町5番22号

TEL 048 (824) 0507

FAX 048 (831) 7174

代表取締役 阿刀田 実

E-mail pmcsv@nifty.com

URL <http://www.pmcsv.com/>